

中小ベンチャー & 小規模企業の方、必見！！

① 調査手数料

② 送付手数料

③ 予備審査
手数料

国際出願に係る手数料が約 1 / 3 に！

④ 国際出願
手数料

⑤ 取扱手数料

(注) ①②④は国際出願時、③⑤は国際予備審査請求(任意)時にそれぞれ必要な手数料

平成26年4月以降に、中小ベンチャー企業、小規模企業が日本語で国際出願を行う場合の、**「①調査手数料・②送付手数料・③予備審査手数料」が1/3に軽減**されます(産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置)。

また、国際出願に係る手数料のうち、**「④国際出願手数料・⑤取扱手数料」については、手数料自体を軽減するのではなく、手数料全額納付後に交付申請に基づき納付した金額の2/3に相当する額を交付**します(国際出願促進交付金)。

詳細は特許庁ホームページをご覧ください。

◆①②③の手数料に係る軽減措置の申請手続について

(http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/tesuryou_keigen_shinsei.htm)

◆④⑤の手数料に係る交付金の申請手続について

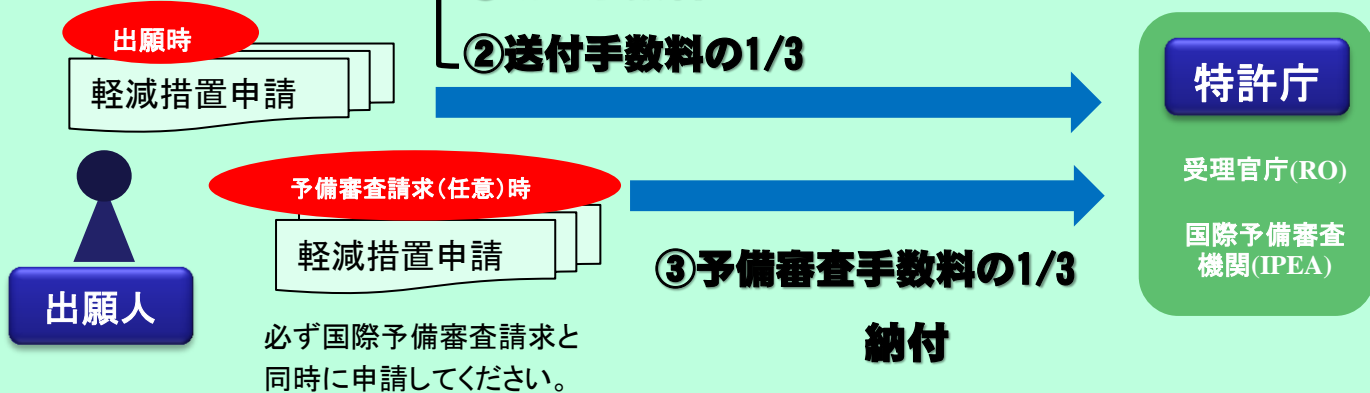
(http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu.htm)

◆(参考) 中小企業を対象にした国際出願の国内移行にかかる費用の半額を助成する補助金について

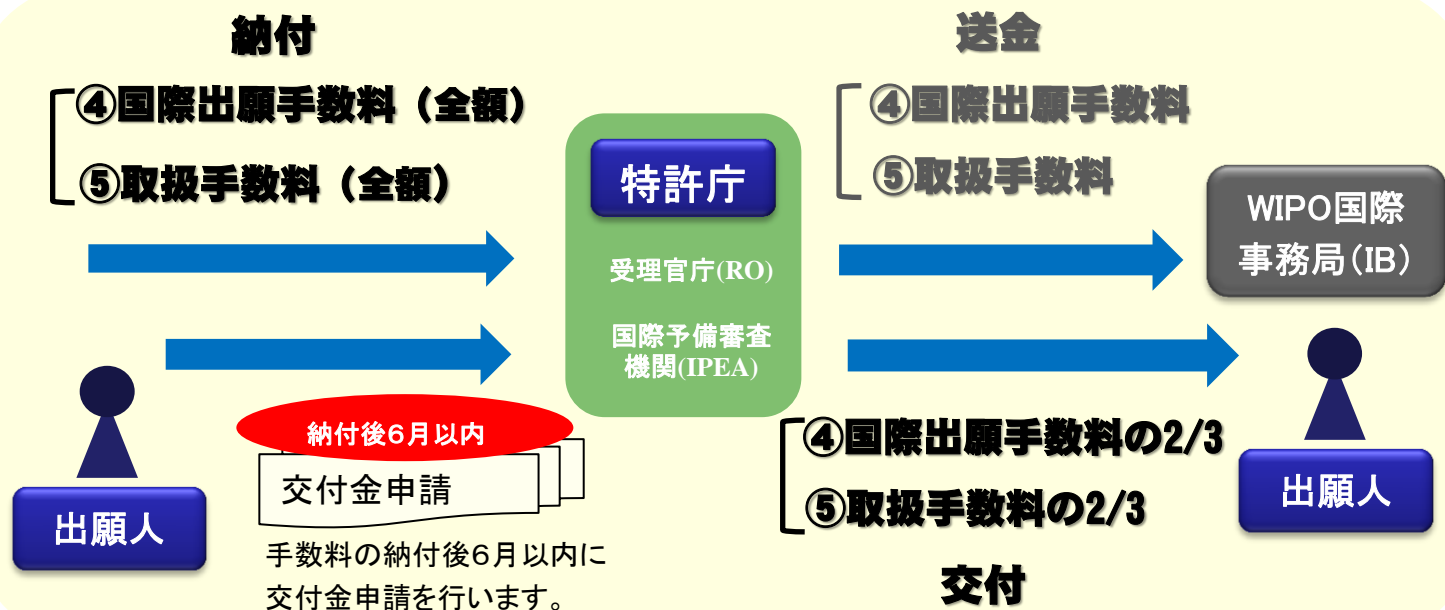
(http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm)

軽減措置を受けるには…

必ず出願と同時に申請してください。
オンライン出願時には必ず願書に
申請書の写しを添付すること。



交付金の交付を受けるには…



対象者(軽減措置・交付金の交付)

- (1) 個人事業主の場合(以下のいずれかに該当すること)
 - a. 従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)の個人事業主
 - b. 事業開始後10年未満の個人事業主
- (2) 法人の場合(以下のいずれかに該当すること)
 - c. 従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)の小規模企業(法人)
 - d. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
(c.及びd.については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。)

【問い合わせ先】

出願課国際出願室受理官庁担当 03-3581-1101(内線2643)
PA1A31@jpo.go.jp



産業財産権制度シンボルマーク
(愛称: パテ丸くん)